

地震動の予報業務の許可等に関する審査基準

第 1 予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者とする。

第 2 予報業務の範囲

1 予報の種類

(1) 予報を行おうとする現象

次の区分によることとする。

イ 地震動（震源由来震度）

地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に基づき、地震動の震源からの距離による減衰を考慮し、震度により地震動を予想するもの

ロ 地震動（波面伝播非減衰震度）

地震の発生時刻、震源の位置、地震の規模に加えて、その他の予報資料に基づき、波面が伝播する際に一定の条件下において地震動の距離による減衰を考慮せず、震度により地震動を予想するもの

ハ 地震動（長周期地震動階級等）

地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に基づき、地震動の震源からの距離による減衰を考慮し、任意の周期の絶対速度応答スペクトルの値、任意の周期帯の絶対速度応答スペクトルの最大値、長周期地震動階級及び長周期地震動の周期別階級（以下「長周期地震動階級等」と総称する。）により地震動を予想するもの

(2) 予報を行おうとする項目

(1) の区分ごとに次のとおりとする。

イ 震度、地震動の到達時刻

ロ 震度

ハ 長周期地震動階級等、地震動の到達時刻

2 対象としようとする区域

(1) 個別の地点を原則とし、予報を行おうとする現象に応じて次のとおりとする。区域の表示は、予報対象地点の緯度・経度又は住所を用いる。

イ 地震動（震源由来震度）

用いる地盤増幅度デジタルデータベースが適用できる範囲内（「気象業務法施行規則第十条の二第一号ロの計算方法を定める件」（平成 19 年気象庁告示第 11 号。以下「計算方法を定める件」という。）第 1 項第一号ウ(2)の方法による地盤増幅度にあっては

その適用範囲内)に限る。

ロ 地震動（波面伝播非減衰震度）

用いる地盤増幅度デジタルデータベースが適用できる範囲内（「計算方法を定める件」第1項第一号ウ(2)の方法による地盤増幅度にあつてはその適用範囲内）に限る。ただし、「計算方法を定める件」第1項第二号イ(1)で定める半径の範囲内に限る。

ハ 地震動（長周期地震動階級等）

「計算方法を定める件」第2項第一号エ(1)から(4)までの各方法による補正係数の適用範囲内に限る。

(2)(1)の予報対象地点の集合として対象区域を設定する場合は、明確に区分できる区域とし、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

第3 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

1 観測その他の予報資料の収集

予報を行おうとする現象に応じて次のとおりとする。

イ 地震動（震源由来震度）

気象庁が緊急地震速報（予報）において発表する地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する資料を収集すること。

ロ 地震動（波面伝播非減衰震度）

気象庁が緊急地震速報（予報）において発表する地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する資料並びに気象庁がリアルタイム震度電文において発表する地震動の観測の成果の解析の成果に関する資料を収集すること。気象庁が提供する以外の予報資料を収集する場合には、「計算方法を定める件」第1項第一号オに定める条件を満たすものに限る。

ハ 地震動（長周期地震動階級等）

気象庁が緊急地震速報（予報）において発表する地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する資料を収集すること。

2 観測の施設

(1)「計算方法を定める件」第1項第一号オに定める条件を満たす予報資料として使用する観測の施設については、その設置場所及び観測機器の種類を示すこと。

(2)(1)の施設が許可等を受けようとする者（以下「事業者」という。）が保有するものである場合は、観測機能を適確に維持するために当該施設に講じる措置を示すこと。

(3)観測は事業者以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要な権原を有すること。

3 収集の施設

- (1) 事業者が保有するサーバー等で予報資料を収集、解析したのち利用者へ予報を提供する場合（以下「中枢配信型予報」という。）、事業者が利用者へ提供した端末、ソフトウェア等において予報資料を収集、解析したうえで、予報を提供する場合（以下「個別端末型予報」という。）のいずれにおいても、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

4 収集の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

第4 予報資料の解析の施設及び要員

1 解析の施設

- (1) 中枢配信型予報、個別端末型予報のいずれの施設においても、解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

2 解析の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

第5 警報事項を迅速に受けられる施設及び要員

1 迅速に受けられるための施設

- (1) 予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

2 迅速に受けられるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

第6 現象の予想の方法

1 現象の予想の方法

- (1) 「計算方法を定める件」に定められた事項を満たす手法であること。

(2) 現象の予想に用いる入力値及び算出される出力値その他予想の方法の妥当性を確認する方法を定め、あらかじめ、予想の精度その他予報の利用にあたって留意すべき事項の確認を行うこと。

2 現象の予想の方法の維持管理

予報後における予想結果の妥当性の確認方法を定め、その確認結果を踏まえて現象の予想の方法を適確に維持管理すること。

附則

平成30年7月1日より前に地震動の予報業務の許可を受けた者については、予報を行おうとする現象については「地震動（震源由来震度）」についての許可を受けたものとみなす。

附則

この審査基準の施行日より前に地震動の予報業務の許可を受けた者については次に掲げるとおりとする。

- 1 予報業務の目的については「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者」についての許可を受けたものとみなす。
- 2 予報を行おうとする項目については、予報を行おうとする現象ごとにこの審査基準の施行日時点で予報業務計画書において予報業務を行うこととしている項目についての許可を受けたものとみなす。
- 3 この審査基準の第6の2については、気象庁職員による立入検査の結果、現象の予想の方法の適正な維持管理が確認されていることをもって、これに代える。